

市のホームページにも情報を掲載しています。http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/

JICAボランティア春募集「体験談&説明会」のお知らせ

JICA九州では、春と秋の海外ボランティア募集に合わせ「体験談&説明会」を九州各県で開催します。JICAボランティアの概要説明、参加者の体験談、活動紹介ビデオ上映、個別相談などを行います。

募集期間 4月1日(木)～5月17日(月)
応募資格
◎青年海外協力隊
満20歳から満39歳までの日本国籍を持つ方(平成22年5月17日現在)

労働基準監督官採用試験を実施

平成22年度労働基準監督官採用試験が次の要領により実施されます。
受験資格
(1)昭和56年4月2日～平成元年4月1日

国税専門官採用試験受験者を募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験の受験者の募集をしています。
募集要領は、次のとおりです。
受験資格
①昭和56年4月2日から平成元年4月1日まで

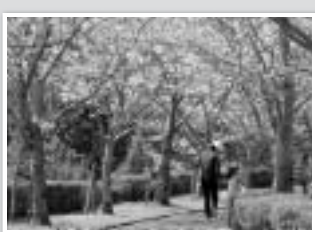
火之神公園平和祈念展望台「海上特攻第二艦隊戦没者追悼式」を開催

日時 4月7日(水) 午後2時～3時30分
場所 火之神公園内「火之神公園平和祈念展望台」
※当日は、自衛隊国分音楽隊の演奏とP3-Cによる慰霊飛行、池田学園、鹿水高の生徒による追悼文奏上を計画しています。



瀬戸公園夜桜ナイト照明を点灯します

今年も瀬戸公園の夜桜を見物するためにナイト照明を点灯し、運動広場を開放します。この期間中、ソフトボール等には利用できませんのでご注意ください。
期間 3月下旬から4月上旬(雨天時は中止)
時間 午後7時～10時
問合せ 市役所建設課都市計画係
TEL72-1111 内線236



日生まれの者
(2)平成元年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
①大学を卒業した者及び平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
試験の程度 大学卒業程度
試験区分及び採用予定数
・労働基準監督官A法文系 約100名
・労働基準監督官B理工文系 約20名
受付期間 4月1日(木)～14日(水)
※申込書の提出はできるだけ郵送(簡易書留)にしてください。4月14日までの通信日付印有効
第1次試験日時について
6月13日(日)午前8時45分～午後6時
問合せ 鹿児島市山下町13-21
鹿児島労働局総務部総務課人事係
TEL099-2238275



枕崎市健康指導員を募集(養成講座開講のお知らせ)

市では、これからの超高齢社会に対応するため、多くの市民が元気に老後を迎えられるよう、日常生活の中に運動習慣を取り入れた健康づくりを推進するため、健康指導員を設置して

高年齢者を対象とした筋トレサロンの運営や行政の健康づくり事業のサポートとして、活動していただけるメンバーを募集します。
応募資格
①男女性別は問いません
②枕崎市内に在住の方
③ご自身の健康に関心のある方
④4月～6月に開催される養成講座(10回程度)を受講できる方
7月から週1回程度の活動に参加できる方
募集人員 10名程度
問合せ 健康センター
TEL727176

普通自動車免許を有する方
④パソコンで簡単な文書作成ができる
⑤平成22年4月1日から勤務できる方
選考方法 作文試験・面接試験・健康診査(公的病院の健康診断書提出 ※合格者のみ)
応募締切 平成22年3月15日(月)
午後5時15分まで必着
※試験等の日程は後日応募者に連絡します。
問合せ
・生涯学習課公民館係
TEL721111 内線410
・市民会館 TEL722221

道路作業員業務嘱託員を募集

別府地区公民館主事及び枕崎市福祉センター主事業務
枕崎市福祉センター主事業務嘱託員を募集
別府地区公民館主事及び枕崎市福祉センター主事業務を行う嘱託員を募集します。希望者は、採用試験受験申込書(生涯学習課・市民会館備付)を教育委員会生涯学習課公民館係(市民会館内)に提出してください。
募集人員
・別府地区公民館主事 1名
(別府地区公民館勤務)
・福祉センター主事 1名
(立神センター勤務)
応募資格
①市内に居住している方
②昭和20年4月2日以降に出生した方で、心身ともに健康な方

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをとってください。
問合せ
○原動機付自転車(50cc以下25cc)及び小型特殊自動車の手続き
・ 税務課課税係
TEL721111 内線154・155
※手続きに必要なもの(印鑑、廃車についてはナンバープレート、新規登録については車台番号等)
○軽自動車・小型二輪及び自動二輪(126cc以上)の手続き
・ 鹿児島県軽自動車協会
TEL0992614011

軽自動車の名義変更・廃車手続き等について



軽自動車税は、毎年4月1日現在で市に登録されている軽自動車の所有者又は使用者に納めていただく税金です。4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをした場合でも、月割ではなく、その年度の税額を全額納めていただくこととなりますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行ってください。